

令和4年度プレミアム付商品券発行事業 実施要項

1. 目的

本市内限定のプレミアム付商品券を発行し、市内における消費を喚起し購買力の市外流出を阻むとともに、地域商工業者の活性化を図る。またデジタル形式の商品券も同時に発行し「新しい生活様式」にも対応する。

2. 事業の概要

名称	【紙：商品券「みやま」】	【デジタル：みやまスマイルペイ】
販売総額	1億5千万円	1億5千万円
プレミアム率	25%	25%
販売価格	1セット10,000円	1セット10,000円
券の構成	12,500円(500円券×25枚) ※内訳：中小店用(17枚8,500円分) 全店用(8枚4,000円分) 中小店用大型店では使用不可	12,500円 ※内訳：中小店用(8,500円分) 全店用(4,000円分) 全店用大型店を含むすべての加盟店で使用可
使用期間(予定)	令和4年7月1日～令和4年12月31日	令和4年7月1日～令和4年12月31日
販売方法	事前申し込み(応募多数の場合は抽選) 専用ハガキ、専用WEB	先着順 専用アプリから申込→コンビニで支払い
購入制限	1人5万円(5セット)	1スマホ5万円(5セット)
引き換え方法	予定：商工会・臨時会場 市内一部の郵便局	コンビニで支払い後、即時
使用方法	500円以上の買い物に使用 ※おつりは出せません	1円単位で使用可能 店頭には備付の専用QRコードを、お客様が読み取り決済を行う。

※大型店(予定)

(瀬高) マミーズ、アスタラビスタ瀬高・下庄、コスモス薬品、ドラッグストアモリ、グッディ、ナフコ

(高田) マミーズ、アスタラビスタ、コスモス薬品、ドラッグストアモリ、コメリ

(山川) Aコープ

3. 加盟店(商品券が使える所)

R3 加盟店はこちらから
ご確認ください。

(1) 加盟店資格 本事業の目的に賛同するみやま市内商工業者

(2) 申請期限

紙：令和4年5月13日(金)まで

※期限以降も受け付けますが、チラシ掲載には間に合いませんので、ご注意ください。

デジタル：令和4年5月31日(火)まで

※期限以降も受け付けますが、商品券販売時に登録が間に合わない場合があります。

(3) 登録料 20,000 円/年額 ※商工会会員は無料

(4) 登録手続き 「加盟店登録申請書」を事務局までご提出ください。



4. 広報

- ・ 広報みやま及び新聞各紙、商工会ホームページを活用
- ・ 申込ハガキ付チラシ ※別途、ポスター及びのぼり旗を配布

5. 換金方法

紙：商品券「みやま」

(1) 換金手数料 無料

(2) 換金方法

①大牟田柳川信用金庫（瀬高支店・高田支店）

受付日：令和4年7月19日(火)～令和5年1月31日(火)

毎週火曜日、木曜日(月末及び年末年始、祝祭日を除く)

受付時間：午前9時～午後3時まで

持参するもの：商品券登録証、振替依頼書(様式3-2)、

大牟田柳川信用金庫の通帳、印鑑(受領印)

その他：即日、大牟田柳川信用金庫の通帳に入金いたします。

②みやま市商工会

受付日：令和4年7月19日(火)～令和5年1月31日(火)

毎週火曜日、木曜日(祝祭日・年末年始(12/29～1/3)除く)

受付時間：午前9時から午後4時30分まで

持参するもの：商品券登録証、換金依頼書(窓口に準備：様式3-2)

その他：2営業日後にご指定の口座に以下の振込手数料(一部無料あり)を差し引いた金額をお振込みいたします。なお、換金事業者が多い場合は、振込が遅れる場合がありますのでご了承ください。

振込額	福岡銀行瀬高店	福岡銀行他店	福岡銀行以外
3万円未満	無料	55円(税込)	330円(税込)
3万円以上		110円(税込)	550円(税込)

※商工会での換金は、全てご指定の口座へお振込みになります。

※大型店につきましては「②みやま市商工会」での換金をお願いします。

(3) 換金請求期限 令和5年1月31日(火)を過ぎてからの受付には、

一切応じられませんので期限内に換金手続きをしてください。

デジタル：みやまスマイルペイ

(1) 換金手数料 無料

(2) 換金方法 口座振込

7月26日(火)より、毎週火曜日(午前0時)を締日とし、3営業日後にご指定の口座に、下記の振込手数料(一部無料あり)を差し引いた金額をお振込みします。

振込額	筑邦銀行全支店	筑邦銀行以外
3万円未満	無料	550円(税込)
3万円以上		770円(税込)

(3) 換金要領 【自動】【手動】 の2種類の方法よりいずれか選択ください。

【自動】 毎週火曜0時(月曜24時)時点で、1万円以上あれば精算します。

1万円未満の場合は、翌締日に繰り越されます。

【手動】 管理画面の「精算申請ボタン」を押すと、最初に到来する

火曜0時(月曜24時)の3営業日後に入金(振込)となります。

注意！！精算ボタンは残高が1000円以上であれば、複数回押すことが

できますが、その都度手数料が引かれ入金(振込)となります。

【誓約事項】

この度、プレミアム付商品券の取扱店としての登録にあたり、この事業の目的を十分に理解し、取扱要項や下記の留意事項を厳守して履行いたします。なお、万一不正行為を行った場合には、プレミアム付商品券の取扱店の取り消し、取扱店名の公表、法的措置や警察への通告などの処置を取られても一切の異議は申し立てません。

記

1. 商品券の利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
2. 商品券の利用対象とならない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 販売により取得した商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
4. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
5. 商品券の偽造・悪用はいたしません。また、偽造券の疑いがある場合は、受取りを拒否します。
6. 商品券受取りの際、つり銭は出しません。
7. 不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、従います。
8. 関係行政機関から、みやま市商工会に対して、取扱店の換金実績に関する資料等の提出を求められた場合は、提出します。
9. 商品の販売、又はサービスの提供なく取得した商品券の換金(商取引のない換金)を行いません。
10. 販売により取得した商品券の再販、受け取った商品券を他の加盟店で使用をいたしません。
11. 業者間取引に伴う、手形、買掛金決済等に、商品券を使用いたしません。
12. 換金手数料をお客様に負担させることはいたしません。
13. 取扱店は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、または、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗ではありません。
14. 取扱店は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する営業を行う者」、又は「公序良俗に反する店舗」ではありません。
15. 本事業に関する取扱店アンケートの回答を必ず提出します。

【申込・お問い合わせ先】

みやま市商工会 福岡県みやま市瀬高町下庄2208-1

TEL 0944-63-8000 FAX 0944-63-8344

担当：田中・山下